

「一時保護時の司法審査」創設について

2022（令和4）年の児童福祉法改正では、児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合を除き、事前または保護開始から7日以内に、裁判官に一時保護状を請求する等の手続き（一次保護時の司法審査）を創設することとされました。2025（令和7）年6月1日に施行されます。

2024（令和6）年3～5月にかけて、18自治体で試行運用が行われ、そこでの意見を受け、対応マニュアル（案）の修正がなされ、2024（令和6）年12月26日に対応マニュアルの確定版が公表されています。内容をみながら、よりよい一時保護について考えます。

「一時保護時の司法審査」は2025（令和7）年6月1日からスタート

児童虐待防止に対する意識の高まり等もあり、児童相談所（全国232カ所）が児童虐待相談として対応する件数は毎年増え続けており、2022（令和4）年度時点では21万4843件にのぼっている（図1）。

こどもが虐待されている場合の一時保護については、これまで児童相談所長の権限と判断によって行われてきたが、一時的とはいえこどもの行動の自由が制限され、親子分離となることから、2019（平成31）年の国連・児童の権利委員会の日本政府に対する勧告書（日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見）では、「児童を家族から分離するべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入すること」と勧告されている。

こうした状況から、児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会（2020（令和2）年9月～2021（令和3）年11月）、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会で議論が行われ、同専門委員会の報告書（2022（令和4）年2月10日）では、「独立性・中立性・公平性を有する司法機関が一時保護の開始の判断について審査する新たな制度を導入する」とされた。この内容を踏まえた「児童福祉法等の一部を改正する法律案」は、2022（令和4）年3月4日に国会に提出され、同年6月8日に成立。児童相談所長が一時保護を行うに当たっては、親権者等の同意がある場合等を除

き、その開始から7日以内または事前に、裁判官に対して一時保護状を請求しなければならないこととする「一時保護時の司法審査」制度が創設された（図2参照）。2025（令和7）年6月1日からの施行となっている。

一時保護時の司法審査の内容は

同制度の具体的な内容は、次の通りとなっている（4頁図3参照）。

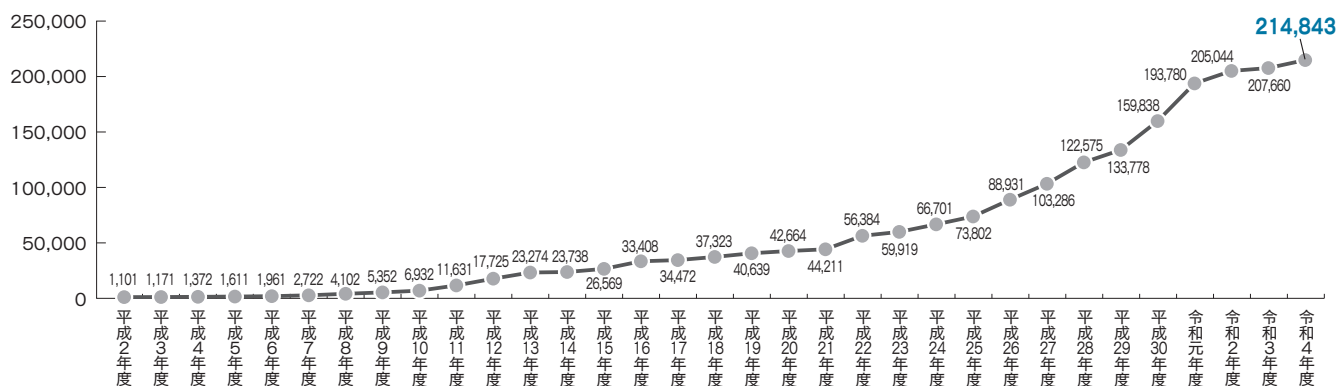
●一時保護時の司法審査の枠組み

一時保護時の司法審査として、具体的には、児童相談所長等が一時保護を行うときは、以下の場合を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内（この期間は、初日を含む）または事前に、裁判官に一時保護状を請求しなければならない。

- ①当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者または未成年後見人（以下「親権者等」という）の同意がある場合
 - ②当該児童に親権者等がない場合
 - ③当該一時保護を開始した日から起算して7日以内（初日を含む）に解除した場合
- 裁判官は、一時保護の開始に係る一時保護



図1 児童相談所における虐待相談対応件数とその推移

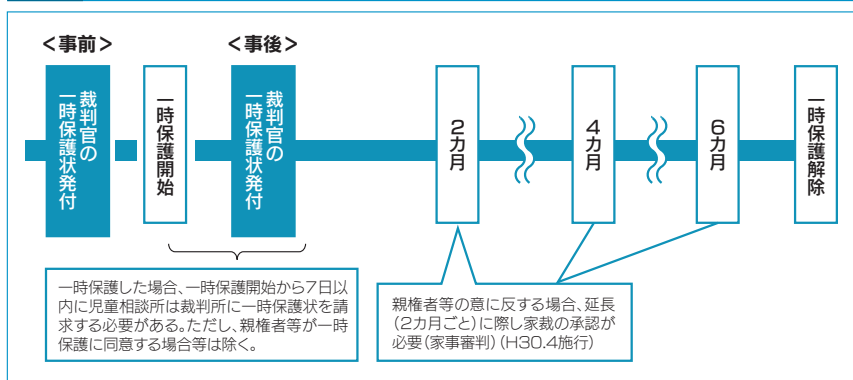


(注)平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843
対前年度比	+6.3%	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%

こども家庭庁ホームページ「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」(令和6年9月24日公表)より

図2 一時保護の開始時の司法審査等



こども家庭庁ホームページ「令和4年6月に成立した改正児童福祉法について／改正児童福祉法の概要」より

- ① 児童虐待のおそれがあるとき、少年
 - ② 児童相談所長等は、以下の要件(①および②)を満たす場合に一時保護を行うことができるものと規定された。
- **一時保護の要件の具体化**
- 一時保護時の司法審査において、裁判官が迅速かつ適切な審査を行うことができるよう、一時保護の要件を法令において具体的に定めることとし、児童相談所長等は、以下の要件(①および②)を満たす場合に一時保護を行うことができるものと規定された。

- の要件の充足性について、児童相談所が一時保護状の請求時までに調査、収集した資料を斟酌し、迅速に判断を行う。
- **一時保護状の請求却下の裁判に対する取消請求**
- 一時保護状の請求が却下された場合において、児童相談所長等は、一時保護を行わなければ児童の生命または心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、そのような事情を裏付ける資料、府令該当性及び一時保護の必要性に関する資料を添えて、当該却下の裁判があった日の翌日から起算して3日以内に限り、所定の裁判所に一時保護状の請求却下の
- 法(昭和23年法律第168号)第6条の6第1項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合に該当し(以下「府令該当性」という)
- ② 必要があると認めるとき(以下「一時保護の必要性」という)
- 一時保護状の請求を受けた裁判官は、府令該当性があると認めるときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、一時保護状を発付する。
- **一時保護状の請求手続**
- 一時保護状の請求は、府令該当性および一時保護の必要性があると認められる資料を添えてこれを行う。
- また、令和4年児童福祉法等改正法に係る附帯決議において、児童および親権者等の意見が裁判官に対し正確に伝わるよう適切な方策を講ずるものとされたことを踏まえ、児童相談所が裁判官に提供する資料には、令和4年児童福祉法等改正法で導入された児童の意見聴取等措置等により把握した一時保護に対する児童の意見または意向、親権者等の意見を可能な限り盛り込むこととする。



交流やつながりが生まれる 地域の福祉拠点

— 栃木県那須郡那珂川町・社会福祉法人同愛会 なかが和苑 —

地域ニーズに応えた 福祉事業を展開

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された栃木県那須郡那珂川町にある「なかが和苑」を取りあげます。同施設は、温泉宿と障害福祉事業所を併設した地域の福祉拠点となっています。施設の特色や実践する公益的な取り組みについて取材しました。

栃木県にある社会福祉法人同愛会（法人本部・栃木県塩谷郡）は、人と人との関わりを福祉の原点とし、障害の種別・年齢・信条などにとらわれずに個別的な価値観とライフスタイルに応じた支援に取り組んでいる。

同法人の沿革は、昭和7年に東京都において、傷痍軍人や母子寡婦などの保護施設を運営する社団法人大日本傷痍軍人同人會を設立したことに始まる。その後、社会福祉法人同愛会に組織変更を行い、平成7年に法人本部を栃木県に移転し、障害福祉事業を中心に高齢者福祉、保育事業を展開している。

現在の法人施設は、障害福祉事業では障害者入所施設、グループ

ホーム、生活介護、日中一時支援、就労継続支援B型事業など、高齢者福祉事業では地域密着型特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホーム、小規模多機能型居宅介護、デイサービスセンター、保育事業では認可保育所、学童保育を運営。姉妹法人となる社会福祉法人あいのかわ福祉会と一体的に事業を運営している。

同法人がこれまで地域で担ってきた役割について、理事長の菊地月香氏は次のように説明する。

「当法人は、人と人とのつながりを大切にしながら、地域生活での困りごととはすべて福祉課題として捉え、サポートしていくことを使命としてきました。地域ニーズや利用者、行政などの要望に応えるかたちで、こどもから高齢に至るまでの切れ目のない支援体制を整備し、家族を含めた包括的なサポートを行っています。また、平成29年の社会福祉法人制度改革で、

施設の概要

社会福祉法人同愛会 なかが和苑

〒324-0618
栃木県那須郡那珂川町小口1728

TEL 0287-92-5511
FAX 0287-92-5513
URL <http://three-ai.jp/>

開設：令和2年5月

併設施設：生活介護、日中一時支援、短期入所、就労継続支援B型、地域密着型通所介護、相談支援事業所、バリアフリー温泉宿

法人施設：【障害福祉】障害者入所施設、短期入所、障害者グループホーム、生活介護、日中一時支援、就労継続支援B型、相談支援事業

【高齢者福祉】地域密着型特別養護老人ホーム、短期入所、認知症対応型グループホーム、小規模多機能型居宅介護、デイサービスセンター

【保育】認可保育所、学童保育



地域の福祉拠点 「なかが和苑」を開設

同法人は、令和2年5月に那須郡那珂川町において、地域福祉の拠点となる複合施設「なかが和苑」を開設した。

公益的な取り組みが義務化される以前から、利用者の社会参加を含め、社会貢献活動に積極的に取り組んでいます。



続きは、

月刊誌

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・8,988円（税、発送料込）

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949